

第1章 検査の概要

第1節 検査活動の概況

第1 検査の方針

会計検査院は、平成23年次の検査に当たって、会計検査の基本方針を次のとおり定めた。

平成23年次会計検査の基本方針

(平成22年9月3日策定)

1 会計検査院の使命

会計検査院は、内閣に対し独立の地位を有する憲法上の機関として、次の使命を有している。

会計検査院は、国の収入支出の決算をすべて毎年検査するほか、法律に定める会計の検査を行う。

会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図るとともに、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認する。

会計検査院は、検査報告を作成し、これを内閣に送付する。この検査報告は、国の収入支出の決算とともに国会に提出される。

2 社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況

近年、我が国の社会経済は、本格的な人口減少社会の到来、少子高齢化に伴う社会保障費の増大や、内外経済の構造的な変化、地球環境問題等の難しい課題に直面している。そして、行政等にはこうした課題への対応が求められている。

我が国の財政をみると、連年の公債発行により公債残高は増加の一途をたどり、平成22年度末には約637兆円に達すると見込まれており、22年度予算における公債依存度は48%、公債償還等に要する国債費の一般会計歳出に占める割合は22%となっていて、財政の健全化が課題となっている。

このような中で、政府においては、財政健全化に向けて、安定的な財源確保、財政赤字の縮減、歳出の見直しなどを行うこととして、歳出の無駄の排除に資するため、事務・事業の執行状況の的確な把握及び開示による執行状況の透明性の確保などの取組がなされている。

また、国会においては、国会による財政統制を充実・強化する観点から、予算の執行結果を把握し次の予算に反映させることの重要性等が議論されている。

会計検査院は、国会から内閣に対して決算の早期提出が要請されたことも踏まえて、検査報告の内閣への送付の早期化に努めてきており、これにより国会における決算審査の早期化に資するとともに、検査結果の予算への一層の反映が可能となっている。さらに、国会法第105条の規定に基づく会計検査院に対する検査要請に係る検査を着実に実施しその結果を国会に報告しているところであり、また、国会における決算審査の充実に資するために、国会及び内閣への随時の報告を毎年行ってきた。

このように財政の健全化が課題となっており、また、予算の執行結果等の厳格な評価・検証、国民への説明責任の履行を徹底することなどが重視される中で、会計検査院の役割は一層重要となっており、会計検査機能に対する国民の期待も大きくなっていると考えられる。

3 会計検査の基本方針

会計検査院は、従来、社会経済の動向などを踏まえて国民の期待にこたえる検査に努めてきたところであるが、以上のような状況の下で今後ともその使命を的確に果たすために、国民の関心の所在に十分留意して、厳正かつ公正な職務の執行に努めるとともに、次に掲げる方針で検査に取り組む。

(1) 重点的な検査

我が国の社会経済の動向や財政の現状を十分踏まえて、主として次に掲げる施策の分野に重点を置いて検査を行う。

- (ア) 社会保障
- (イ) 教育及び科学技術
- (ウ) 公共事業
- (エ) 防衛
- (オ) 農林水産業
- (カ) 環境保全
- (キ) 情報通信 (IT)
- (ク) 経済協力
- (ケ) 中小企業

また、複数の府省等により横断的に実施されている施策、あるいは複数の府省等に共通又は関連する事項に対して、横断的な検査の充実を図る。

なお、社会的関心の高い事項等については必要に応じて機動的、弾力的な検査を行うなど、適時適切に対応する。

(2) 多角的な観点からの検査

不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、業績の評価を指向した検査を行っていく。そして、必要な場合には、制度そのものの要否も視野に入れて検査を行っていく。

すなわち、これまで会計検査院は、次の観点から検査を行ってきた。

- (ア) 決算の表示が予算執行等の財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点
- (イ) 会計経理が予算、法律、政令等に従って適正に処理されているかという合规性の観点
- (ウ) 事務・事業の遂行及び予算の執行がより少ない費用で実施できないかという経済性の観点
- (エ) 同じ費用でより大きな成果が得られないか、あるいは費用との対比で最大限の成果を得ているかという効率性の観点
- (オ) 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点

(カ) その他会計検査上必要な観点

今後も、正確性及び合規性の観点からの検査を十分行い、その際には、近年一部の府省等において不正不当な事態が相次いだことも踏まえて、特に基本的な会計経理について重点的に検査を行う。また、随意契約等の契約方式は適切か、契約相手方の選定は妥当か、入札・契約事務が公正な競争入札を確保するものとなっているかなど契約の競争性、透明性にも十分留意する。

さらに、近年の厳しい経済財政状況にもかんがみて、経済性、効率性及び有効性の観点からの検査を重視する。特に有効性の観点から、事務・事業や予算執行の効果及び補助金等によって造成された基金等の資産、剰余金等の状況について積極的に取り上げるように努めて、その際には、検査対象機関が自ら行う政策評価等の状況についても留意して検査を行う。

そして、事務・事業の遂行及び予算の執行に問題がある場合には、原因の究明を徹底して行い、改善の方策について検討する。

このほか、行財政の透明性、説明責任の向上や事業運営の改善に資するなどのために、国の決算等の財政について、その分析や評価を行っていくとともに、特別会計、独立行政法人等については、その財務状況の検査の充実を図る。その際、企業会計の慣行を参考として作成される特別会計財務書類の検査を行うなど、公会計に関する課題に留意して検査・検討を行う。

(3) 内部統制の状況に対応した取組

検査対象機関における内部統制の状況は、会計経理の適正性の確保に影響を与えることから、検査に際してはその実効性に十分留意する。また、内部統制が十分機能して会計経理の適正性が確保されるように、必要に応じて内部統制の改善を求めるなど適切な取組を行う。

(4) 検査のフォローアップ

検査において不適切、不合理等とした会計経理の是正やその再発防止が確実に図られるなど、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等を継続的にフォローアップする。

また、検査報告において指摘した不適切な会計経理に関しては、他の検査対象機関における同種の事態についても是正が図られるように必要な検査を行うなど適切に取り組む。

(5) 国会との連携

検査に当たっては、国会における審議の状況に常に留意する。また、国会の要請に係る事項の検査に当たっては、国会における審査又は調査に資するものとなるように、要請の趣旨を十分踏まえて必要な調査内容を盛り込むなどの確な検査に努める。

(6) 検査能力の向上

社会経済の複雑化とそれに伴う行財政の変化に対応して、新しい検査手法の開拓を行うなど検査能力の向上を図り、検査を充実させていく。

すなわち、検査手法や検査領域を多様化するための調査研究、専門分野の検査に対応できる人材の育成や民間の実務経験者、専門家等の採用、検査業務のIT化の推進、検査用機器の活用等により、会計経理はもとよりそれに関連する事務・事業の全般について検査の一層の浸透を図る。

4 的確な検査計画の策定

本基本方針に基づき、会計検査院に課された使命を効率的、効果的に達成するために、的確な検査計画を策定して、これにより計画的に検査を行う。

検査計画には、検査対象機関並びに施策及び事務・事業の予算等の規模や内容、内部監査、内部牽制等の内部統制の状況、過去の検査の状況や結果などを十分勘案して、検査に当たって重点的に取り組むべき事項を検査上の重点項目として設定する。

そして、検査に当たっては、検査の進行状況により、また、国民の関心の所在等にも留意しつつ、機動的、弾力的に対応して、検査の拡充強化を図る。

第2 検査の実施

1 検査の対象

会計検査院の検査を必要とするものは、会計検査院法第22条の規定により、次のとおりとされている。

- ① 国の毎月の収入支出
- ② 国の所有する現金及び物品並びに国有財産の受払
- ③ 国の債権の得喪又は国債その他の債務の増減
- ④ 日本銀行が国のために取り扱う現金、貴金属及び有価証券の受払
- ⑤ 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計
- ⑥ 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計

このほか、会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、会計検査院法第23条第1項の規定により、次に掲げる会計経理の検査をすることができることとされている。

- ⑦ 国の所有又は保管する有価証券又は国の保管する現金及び物品
- ⑧ 国以外のものが国のために取り扱う現金、物品又は有価証券の受払
- ⑨ 国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計
- ⑩ 国が資本金の一部を出資しているものの会計
- ⑪ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計
- ⑫ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計
- ⑬ 国若しくは国が資本金の2分の1以上を出資している法人(以下「国等」という。)の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計

平成23年次の検査(検査実施期間 22年10月から23年9月まで)において検査の対象となったもののうち、⑤は政府関係機関、事業団、独立行政法人等218法人の会計、⑥は日本放送協会の会計、⑨は3,825の団体等の会計、⑩は7法人の会計、⑪は15法人の会計、⑫は3法人の会計、⑬は207法人の契約に関する会計である。

上記検査の対象のうち主なものの平成22年度決算等の概要は、第6章の「歳入歳出決算その他検査対象の概要」に記載したとおりである。

2 書面検査及び実地検査

検査対象機関に対する検査の主な方法は、書面検査及び実地検査である。

書面検査は、検査対象となる会計を取り扱う機関から、会計検査院の定める計算証明規則により、当該機関で行った会計経理の実績を計数的に表示した計算書、その裏付けとなる各種の契約書、請求書、領収証書等の証拠書類等を提出させ、これらの書類について在庁して行う検査である。

また、実地検査は、検査対象機関である省庁等の官署、事務所等に職員を派遣して、実際に、関係帳簿や事務・事業の実態を調査したり、関係者から説明を聴取したりなどして行う検査である。

これらの方法により、会計検査院が23年次に実施した検査の実績は、次のとおりである。

- (ア) 書面検査については、22年度分の計算書14万1千余冊及びその証拠書類4495万余枚を対象に実施した。
- (イ) 実地検査については、東日本大震災(23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による災害及びこれに伴う原子力発電所事故による災害をいう。)による検査対象機関への影響等に配慮しつつ、次のとおり、検査対象機関である省庁等の官署、事務所等、対象箇所となる32,788か所のうち、2,963か所において実施し、その実施率は9.0%であった。これを検査上の重要性に応じて区分してみると、①本省、本社等の中央機関、地方ブロックごとに設置されている主要な地方出先機関等の検査上重要な箇所4,286か所についての実施率は41.2%、②地方出先機関等であって検査上の重要性が①に準ずる箇所6,710か所についての実施率は15.8%となっており、これらを合わせた計10,996か所についての実施率は25.7%となっている。

実地検査の対象箇所	左 の 箇 所 数 (A)	左のうち検査を実施した箇所数(B)	実 施 率 (%) (B/A)
① 検査上重要な箇所(本省、本社、主要な地方出先機関等)	4,286	1,770	41.2
② 上記の①に準ずる箇所(その他の地方出先機関等)	6,710	1,063	15.8
小 計	10,996	2,833	25.7
③ その他の箇所(郵便局、駅等)	21,792	130	0.5
計	32,788	2,963	9.0

上記のほか、国が補助金その他の財政援助を与えた前記3,825の団体等について実地検査を実施した。

そして、これらの実地検査に要した人日数は、3万2千6百余人日となっている。

また、検査の進行に伴い、疑義のある事態について、疑問点をただしたり見解を求めたりなどするために、関係者に対して書面をもって質問を発しており、23年次の検査において発した質問は9百余事項となっている。

(注) 電子情報処理組織の使用又は電磁的記録により提出されたものを含む。